足利義昭期の武家訴訟における禁裏の役割と叡慮の実効性 -戦国末期公武関係の一側面-

メタデータ	言語: jpn					
	出版者: 駿台史学会					
	公開日: 2021-05-28					
	キーワード (Ja):					
	キーワード (En):					
	作成者: 柴田, 修平					
	メールアドレス:					
	所属:					
URL	http://hdl.handle.net/10291/21647					

足利義昭期の武家訴訟における禁裏の役割と叡慮の実効性

-戦国末期公武関係の一側面-

柴 田 修 平

慮 将軍として在京した永禄十一年(一五六八)から元亀四年(一五七三)にかけての足利義昭期の公武関係を考察することを目的とし、 況の中で、当該期の朝廷と武家との関係については目立った議論がなされていないように思われる。そこで本稿では、足利義昭が現任 裁許権などの将軍権力を行使して幕政を主導し、信長と協調的な関係を築いていたことが明らかにされた。一方、このような研究の活 『言継卿記』に記された訴訟の具体例の分析を通して、当該期の武家訴訟における禁裏の関与のあり方と役割を明らかにし、あわせて叡 (天皇の意向)が武家の裁決にいかに影響を及ぼしたのかを検討した。 近年足利義昭に関する研究は急速に進展し、従来織田信長によって傀儡化され、将軍権力は有名無実であったと評された義昭は、

ることもあり、叡慮は武家の裁決を伴ってはじめて実効性を帯びるものであったといえる。 効果があったことが分かる。しかし、最終的な武家の裁決を拘束し得るものではなく、武家の都合によって叡慮に反する裁決がなされ る。武家は禁裏からの依頼を受けると訴訟処理に取り掛かっている様子が窺え、女房奉書・勅使は武家に訴訟処理を促す点では たことを窺わせる事例が確認された。この禁裏から武家への依頼は、 れるように依頼することであった。また、武家側も公家衆や寺社は禁裏から女房奉書を獲得した上で武家に提訴すべきだと認識してい 女房奉書や勅使を武家に差遣し、裁定者である足利義昭や織田信長、織田信長の京都奉行に対し、訴訟当事者の要求通りに裁定がなさ 幕府のもとでの訴訟、織田権力のもとでの訴訟のいずれにおいても、禁裏の役割は、訴訟当事者である公家衆や寺社の申請に応じて 女房奉書・勅使によって伝えられることから叡慮という建前を取

武家訴訟における禁裏の役割は、 公家衆や寺社の訴えを武家に挙達し武家訴訟に係属させることであり、 女房奉書は武家への挙状と

しての役割を有していた。

キーワード:足利義昭、朝廷、公武関係、訴訟、女房奉書

となっている。

はじめに

提示したもので、この理解は現在の公武関係論におけるパラダイム 幅され、戦後に至ってもなお支配的理解であったのだが、富田の 材として、戦国末期の公武関係について考察するものである。 た公武対立史観は、 倒によって成立した近代天皇制国家を正当化するために生み出され 武対立史観の見直しへと繋がる第一歩であった。徳川武家政権の打 田正弘による〈公武統一政権論〉 〈公武統一政権論〉 中世後期の公武関係論において、 一六世紀後半の武家訴訟と禁裏とのかかわりを主たる素 は、 戦前、 それに代わって公武の相互補完的枠組みを 国体論に基づく皇国史観によって一層増 の提唱である。これは、従来の公 研究史上の画期と言えるのは富

公武一体化がなされたと論じた。

富田の議論は、室町殿による伝奏の統轄を基幹に組み立てられて おり、すなわち伝奏論とも言えるものであったが、家永遵嗣の〈室 町殿家司論〉によって、富田が義満の意を奉じた伝奏の活動とみな した現象(伝奏奉書の発給など)の内には、義満の家司としての活 動(義満の意を奉じた家司奉書の発給)と考えるべきものがあった 武とが指摘されるなど、一部有効性を失っている。実際に、中世後 財を対象とした近年の公武関係史研究では、富田によって提示された公武の相互補完的枠組みを継承しながらも、伝奏論の域を超えた を様な広がりをもつ成果が次々と生み出されている。

対象に議論が展開されているが、本稿ではテーマとして訴訟を取りこのように、現在の公武関係史研究では、様々なテーマ・時代を

上げようと思う。

が代表的である。

が代表的である。

が代表的である。

が代表的である。

対する統括権を喪失し、太政官も廷臣も必要としない天皇制になっして裁判権を行使していたことを指摘し、同時期の天皇が公家衆に朝廷側に目を向けると、戦国期においても天皇が公家間紛争に対

する案件は朝廷が裁定を担っていたという〈相論裁許における公武 たとする歴史像を批判した井原今朝男の論文や、 ついての案件は武家が裁定を行ない、 役割分担 を論じた神田裕理の研究などが挙げられる 社会上の地位や身分秩序に関 土地の領有関係に

ると言ってよい。一方で、 幕府訴訟、 朝廷訴訟に関する研究は、それぞれ着実に進展して 朝廷・幕府双方の研究の接続が図られて

いないという問題を残している

理由 とこそが有意義であると指摘することに倣って、 界と天皇権力の実態と乖離した偉大さが語られてしまうのみであ 関係論においては天皇・朝廷が武家権力によって克服されなかった そこでの役割について明らかにしたい。これは、 おける天皇・朝廷の役割を解明することが重要と考えるためであ そこで本稿では、 室町殿の政治にとっての天皇・朝廷・公家の役割を究明するこ [の解明を研究目的とすることが多いが、それでは武家権力の限 武家訴訟における禁裏の関与のあり方、 松永和浩が、 筆者も幕府政治に および

長、

現任将軍として在京した、 検 (一五七三)七月にかけてを足利義昭期として設定する。 お対象とする時代については、 永禄十一年 (一五六八) 室町幕府最後の将軍足利義昭 十月から元亀四 が る

来の 田信長の傀儡であり、 通説が乗り越えられ、 足利義昭に関する研究は急速に進展し、 将軍権力は有名無実であったとする戦前期以 義昭は裁許権などの将軍権力を行使して 足利義昭政権は織

> なった^{[2} 幕政を主導 Ļ 信長と協調的な関係を築いていたことが明らかと

関する研究は、 関する研究は、 議論がなされていないように思われる。 しかし、このような義昭研究の活況の中で、 公武関係の面で進展の余地があると言える。 個別の公家衆に関するものがあるのみで、 すなわち、 当該期の公武関係に 足利義昭政 目立った

行研究の問題に加え、このように訴訟の事例が数多く確認できると 社の権益侵害が数多く発生しており、 光秀による大徳寺領の違乱など、 明智光秀による盧山寺領の違乱、 いうことも、 また、当該期には幕府御部屋衆三淵藤英による稲荷社領 信長の京都奉行のもとへの訴訟が頻発していた。先に述べた先 幕府大工右衛門尉定宗による禁裏大工惣官職の違乱、 幕府同朋衆孝阿弥による禁裏女房長橋局領合子公事代官職の 義昭期を検討対象として設定する所以である。 幕臣や信長家臣による公家衆・ 同じく信長家臣の村井貞勝 公家衆や寺社から、義昭や信 信長家臣 の押 明智 違 領19

乱 や

たの 叡慮、 0) 武家 あり方、および役割を明らかにすることを目的とする。 以上より、改めて本稿の課題を述べる。 かを検討することで、 すなわち天皇の意向が、 (幕府および織田権力) 当該期の公武関係について考察してみた 武家の裁決にいかなる影響を及ぼ のもとでの訴訟における禁裏の関与 本論文では、 足利義昭 あわせて

なお、 本稿における訴訟とは、 裁判を意味する近代法学的な訴

である。

「中世においては、訴陳状に番える「三問三答」「対決」を経る本格(中世においては、訴陳状に番える「三問三答」「対決」を経る本格(中世においては、訴陳状に番える「三問三答」「対決」を経る本格(中世においては、訴陳状に番える「三問三答」「対決」を経る本格のな事者でもあるような案件も扱うことができるようになり、有効訟当事者でもあるような案件も扱うことができるようになり、有効である。

検討対象となる案件にも年代の偏りがあることをことわっておく。 年(一五七三)のうち、 に及ぶが、 が数多く確認でき、 家との交渉を盛んに求め、言継はこれに応じて、人々と公武との間 されている。そのため、当時の人々は、言継に禁裏への取次や、武 卿記』の記主山科言継は、 の交渉に奔走した。これにより、『言継卿記』には公武交渉の記録 よって、当該期の公武交渉を主導した人物であったことが明らかに 近公家衆として、天皇・将軍の双方に近い立場にあり、木下昌規に その記録期間は、大永七年(一五二七)から天正四年(一五七六) さて、本論文では、『言継卿記』を主な史料として用いる。『言継 足利義昭が在京した永禄十一年(一五六八)から元亀四 本稿の課題に取り組む上で有効な史料である。 記事の欠落する部分があるため、 足利義昭期には禁裏小番内々衆・武家昵 必然的に

> 千可良・岩崎小弥太校訂、一九一四年~)と、続群書類従完成会に 大大上の「所蔵史料目録データベース(Hi-CAT)」より閲覧可能 の、『言継卿記』原本モノクロマイクロフィルム画像を史料として の、『言継卿記』原本モノクロマイクロフィルム画像を史料として の、『言継卿記』原本モノクロマイクロフィルム画像を史料として

一章 幕府訴訟における禁裏の役割と叡慮の

実効性

第

1.

山科家旧領還補訴訟

裁決に及ぼした影響について考察する。府訴訟における禁裏の役割について検討し、あわせて叡慮が将軍の本章では、『言継卿記』に記載された訴訟の具体例をもとに、幕

の対幕府旧領還補訴訟を取り上げる。まず本節では、永禄十一年(一五六八)十月における、山科言継

渉を開始した。 (一五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (一五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。 (三五四八)に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。

[言継卿記]

には国書刊行会による刊本(山田安栄・伊藤

の長橋局のもとに参り、幕府と信長に遣わす女房奉書の発給を申請 永禄十一年十月二十日、 同日、 禁裏より叡慮を奉じた女房奉書二通が発給された。 言継は、 天皇の取次役を務めた禁裏女房

【史料1】『言継卿記』永禄十一年十月廿日条 (部 分²

長橋局へ参、名字之地之事、女房奉書、 被」出候様一申入了、則両通被」出」之、 武^(足利義昭) 織信息

所

そちの中納言申入候、山しな(音継) つけられ候へく候、さやうに候はすは、たちまちたんせ つし候へきほとに、よくく〜御心え候て、 申され候へく候よし、心え候て申とて候、かしく 畄 なとの事、 ひろはし大納言との けんめいの地にて候へは、このたひ返し 山しな大やけの郷・のむら・にし むろまちとの

们 十世 世 十世

うすかい中納言との(雅教)

うにと、をたのたん正によく~~おほせつたへられ候 しつけられ候やうに、むろまちとのへとり申、さた候や しの山なとの事、 山しなの中納言申入候、 よく~~申とて候、 へき事候ほとに、へつして申と、のへられ候へのよし、 く候、さやうに候はすは、たちまちたんせつにをよひ候 けんめいの地にて候へは、このたひ返 かしく 七郷のうち大やけ・のむら・に

あすかい中納言との

武家へ文者、以,,澤路 ,上野中務大輔に申渡了、 同以;;飯田申;;遣之;、 又織田方

は、

へく候」とあるように、実際の叡慮の伝達先は将軍足利義昭と織 「広橋国光・飛鳥井雅教」「飛鳥井雅教」であるが、「むろまちとの 申され候へく候」「をたのたん正によく~~おほせつたへられ ここに掲載された二通の女房奉書は、 宛所がそれぞれ武家伝奏の 候 \mathbb{H}

信長である。

書を申請したことが、次の史料より分かる。 後の十一月二十七日には、言継は、 斡旋を求めるとともに、義昭乳母の大蔵卿局へ挨拶に伺っている。 が依頼され、信長に対しては義昭への口入が依頼されている。 いる。それでもなお幕府の対応が見られなかったようで、約一ヶ月 宛てて書状が出され、 わず、翌二十一日と二十四日には、言継から信長右筆の明院良政に め幕府を訪れ、義昭の側近一色藤長・上野秀政に対して、義昭への より女房奉書を獲得した言継は、 しかし、女房奉書と言継の奔走にも関わらず、 これらの女房奉書では、義昭に対しては山科庄の山科家への還補 信長から義昭への取り成しが再度求められ 自身でも武家との交渉を行なうた 再度禁裏に幕府へ遣わす女房素 幕府は対応を行な

【史料2】 『言継卿記』 永禄十一年十一月廿七日条 (部 分³⁰

一、今朝以;;倉部 則倉部持一遣之一、(中略) 、女房奉書申出、 今日 称号之地之儀被 武家へ為…御使 = 仰 出

此 出 成敗之事、 故障申了、 飛鳥井被」参云々、 事、 予案文進」之、 称号之地等之事、 両三日以前、 次近衛殿若公御安堵之事、又藤宰相可」被,,召 源中納言被 伏見殿へ柳沢参処、狼藉之条、 武家へ被」申云々、 相添 一云々、 女房奉書如 予雖」被 御 仰

候へく候よし、心え候で申とて候、付い郷・のむら・にしの山の事、はんせういんとの大やけの郷・のむら・にしの山の事、はんせういんとのあるましきよし、御うけ文候事にて候ほとに、きとくあるましきよし、御うけ文候事にて候ほとに、きとくあるましきよし、御うけ文候事にて候ほとに、きとくるしかにない。

仰ギササト、 あすかいの中納言とのへ

始したことが確認できる。 とが読みとれる。そして翌日、幕府はこれを受けて案件の処理を開 動使として幕府へ派遣し、幕府に対して山科庄の還補を依頼したこ とが読みとれる。そして翌日、幕府に対して山科庄の還補を依頼したこ とが読みとれる。そして翌日、幕府に対して山科庄の還補を依頼したこ

義昭》のルートの二つが存在していたと分かる。これらは、【史料ルートは、《言継→禁裏→義昭》のルートと、《言継→禁裏→信長→昭へ山科庄の還補を依頼している。また、同時に信長のもとへも女昭へ山科庄の還補を依頼している。また、同時に信長のもとへも女以上の訴訟の経緯において、禁裏は女房奉書を幕府へ遣わし、義

1】に「女房奉書、武家・織田所へ被」出候様ニ申入了、」とあることから、言継の申請に応じたものであることが分かる。信長への女房奉書の差遣は、言継が、義昭から自身に有利な裁決(山科庄還めに行なわれたものであると考えるのが自然であろう。並行して言めに行なわれたものであると考えるのが自然であろう。並行して言れなかったことを受け、再び言継の申請に応じて女房奉書が発給されなかったことを受け、再び言継の申請に応じて女房奉書が発給されなかったことを受け、再び言継の申請に応じて女房奉書が発給されなかったことを受け、再び言継の申請に応じて女房奉書が発給されている。

定の効果があったといえよう。

定の効果があったといえよう。

定の効果があったといえよう。

定の効果があったといえよう。

定の効果があったといえよう。

での効果があったといえよう。

での効果があったといえよう。

での効果があったといえよう。

での効果があったといえよう。

での効果があったといえよう。

での効果があったといえよう。

での効果があったといえよう。

あるので、次節で検討を行なう。(一五七○)の二条家・勧修寺家間相論より読みとることが可能で従って裁決を下したのであろうか。この点については、永禄十三年では、禁裏からの叡慮の伝達を受けた幕府は、実際にその内容に

2 加賀国井家庄をめぐる二条家・勧修寺家間相

である。 修寺家との間で領有をめぐって、代々相論が続くようになったよう 南北朝期以前、 県河北郡から金沢市北部にかけて位置した広大な荘園で、この地は 二条家と勧修寺家との間に相論が発生した。井家庄は、 済分を二条良基に宛行うよう勧修寺経重に命じて以降、二条家と勧 永禄十三年 (一五七○)三月、加賀国井家 庄の領有をめぐって、 勧修寺家の所領であったのだが、足利義満が守護半 現在の石川

る ŋ 荘園は幕府奉行人奉書によって二条晴良に安堵されたことが分か 「家領井家庄等之儀、大樹被」成,|御奉書,|候、。」とあることから、 義昭期には、 これを受けて、勧修寺晴右が今回の提訴に至ったと考えられ 永禄十二年 (一五六九) 十二月の二条晴良書状写に

永禄十三年三月二十日には、 井家庄領家職の回復へ向けた交渉を開始している。 晴右は山科言継のもとへ書状を遣

【史料3】『言継卿記』永禄十三年三月廿日条 (部 分³⁴

自,,勧修寺黄門 論、 仍明日女房奉書 書狀到、 武家"令,,持参,可,,申入,之段 家領賀州井家庄之事、 二条御相 頼

(中略) 勧修寺被」申女房奉書被」出」之

入之由有」之、

を依頼しており、 ここにあるように、晴右は言継に対し、 同日禁裏は申請に応じて女房奉書を発給してい 幕府への女房奉書の持参

非

府へ持参していることが次の史料より分かる。 そして翌日には、言継は晴右に依頼された通り、 女房奉書を幕

る。

【史料4】『言継卿記』永禄十三年三月廿一日 (部 分³⁵

朝飡以後参;」武家」、以 則披露也、 ||摂津守・飯 文如レ此 |川肥後守両人|、 女

房奉書之趣申渡、

うかなひかたきよしなけき申され候ま、、いくへもすて とけられ候へく候、このちきやうとかく候へは、ほうこ に、たうちきやうのむねにまかせられ、 たひ~~おほせ出され候くわんしゆ寺ちきやうふんい 心え候て申とて候、かしく、 をかれす、おほせ出され候はんするまゝ、このよし御心 のうへにても二てう殿申されふん候は、、御きうめいを 候やうに、よく~~申され候へく候、御代々の御はんの を、二てう殿申とられ候事、 いゑのしやうの事、まきれなきたうちきやうの事にて候 へ候て、むろまちとのへよく~~申され候へく候よし 御下ちすつう、りうんまかひなき事にて候まゝ、こ いはれなき事にて候ほと おほせつけられ 0)

仰永禄十三 山しなの大納言とのへ

越州 武家御返事之様、 儀也、 別而馳走、 御下向、 幾度雖」被 殊御元服以下之事御馳走之間、 御所存之外也、二条殿,被、捨 江州ニ御座之間、 仰出 難」被」応二 勧修寺、富田之武家之 叡慮 之間、 一不」立二入理 御身躰 其

旨可;;申入;之旨有¸之、此由以;;長橋局;申;;入之;、又勧

修寺へ罷越、此由申聞者也、

の勧修寺晴右への安堵を義昭に依頼している。ここで言継が幕府へ持参した女房奉書を見ると、禁裏は、井家庄

これを受けての義昭の裁決が、女房奉書より後ろの日記本文に記されている。それによると、義昭の裁決は、禁裏から女房奉書によって叡慮として申し入れられた内容、すなわち晴右の要求に反するものであった。義昭は、自身が近江国に御座のとき、勧修寺晴右は摂津国富田普門寺の足利義栄に馳走したのに対し、二条晴良は義昭の動座先である越前まで下向し、とりわけ義昭の元服以下のことで奔走したのだから、理非を論ずるまでもなく、幾度禁裏から仰せ出されたとしても叡慮には応じがたい、として女房奉書による依頼と突っぱねてしまった。

のであったにせよ、それを黙認するほかなかったのであろう。の裁決が理非に基づくものではなく、きわめて私的な理由によるも後、本案件に関する記述は確認できなくなる。禁裏としては、義昭言継は、長橋局を介して天皇に義昭の返事を申し入れたが、この

ため自身に近い武士や公家衆の権益保持を叡慮よりも優先したのだ対する求心力を維持することは必須課題であったと考えられ、そのと考えられる。幕府再興を果たした義昭にとって、幕臣や公家衆にとのであって、叡慮が将軍の裁決を拘束し得るものではなかった意昭の裁決は、叡慮よりも自身に親しい人物の権益保持を優先し

と言える。

裏は、 すべきである。 よって伝えられる叡慮は、 に応じて女房奉書を幕府へ差遣することで、 いる。前節でみた案件と同様に、 の伝達は、上意下達ではなく、 いうことも判明した。禁裏から幕府への女房奉書の差遣による叡慮 ある幕府とを仲介することであったと言える。 を幕府に遣わし、 ここで、本案件における禁裏の関与のあり方を確認しておく。 井家庄の安堵を求める勧修寺晴右の申請に応じて、女房奉書 同荘園の勧修寺家への安堵を将軍義昭に依頼して 将軍の裁決を拘束しうるものではないと あくまで要請・口入であったと理解 禁裏の役割は、訴訟当事者の申請 訴訟当事者と裁定者で ただし、女房奉書に

3. 平野社領還補訴訟

の禁裏の役割について検討する。どのように認識していたのかという点にも目を配りながら、そこで野社領還補をめぐる対幕府訴訟を取り上げ、武家側が禁裏の役割を事がでは、元亀二年(一五七一)十一月における、平野兼興の平

う。

一

一

の

社

務職

を

め

ぐる

相論

が

存在

した。

まずは

その

経緯

から

確認

しよ

が

、その

背景には

、永禄十二年

(一五六九)

正月に起こった

平野社

のだ

この訴訟は

、平野社領

が幕府に

勘落されたことを

契機とするの

だ

永禄十二年正月十五日、耆波宮内大輔は、平野社預平野兼興の息

を訪れた。 子である長松丸の申状と大胡武蔵守の副状を携え、山科言継のもと

【史料5】『言継卿記』永禄十二年正月十五日条(部分)

無」之間、可」有,,改易,之由申」之、予披露之事頼入之由叔母舅也、添状有」之、父、卜、兼興犯気時々儀、社頭如」、耆婆宮内大輔来、平野社預長松丸申状持来、同大胡武蔵守、

申」之、領掌了、

長松丸申状である。 に願い出ている。左掲の史料は、そのとき耆波宮内大輔が持参したここにあるように、長松丸は、言継を介して父兼興の改易を禁裏

【史料6】平野社長松丸申状

右当社務職之事、従,|光源院殿 | 被 | 仰付 | 令 | 存知 | 之処、幻少(シロクタ) 平野社務松長謹言上、

隱,候、此旨以,,御分別,、如_先被,,仰付,様候者、可,,忝畏存,以外之次第候、殊更彼者当社神木等剪採令,,沽脚,之代無,,其之条、拙者 父 御下知等盗採、加_之当知行之由申掠之段、

者也、仍粗謹言上如、件、

永禄十二年正月日

侍局から、天皇の裁決が言継に伝えられている。を願い出ている。これを受けて同月二十一日、禁裏女房の大納言典ず、父の兼興がそれを掠め取ったと主張し、自身への社務職の安堵長松丸は、将軍足利義輝によって社務職を安堵されたにも関わら

【史料7】『言継卿記』永禄十二年正月廿一日条(部分)

、(上略)次大典侍殿へ参、(中略)平野社長松申分御返事、(上略)次大典侍殿へ参、(中略)平野社長松申分御返事、(上略)次大典侍殿へ参、(中略)平野社長松申分御返事

の佐分玄蕃助に下していたことが分かる。 とから、幕府は右の天皇の裁決を受けて平野社領を勘落し、奉公衆とから、幕府は右の天皇の裁決を受けて平野社りやうの事、かねおとから、幕府は右の天皇の裁決を受けて平野社りやうの事、かねおとから、幕府は右の天皇の裁決は、兼興を改易とすべしとのものでの佐分玄蕃助に下していたことが分かる。

を申請した。それに至る経緯が次の史料よりうかがえる。は、平野社領を奉公衆の佐分玄蕃助から取り戻すべく、幕府との交は、平野社領を奉公衆の佐分玄蕃助から取り戻すべく、幕府との交に、平野社領を奉公衆の佐分玄蕃助から取り戻すべく、幕府との交に、二年後の元亀二年十一月、平野兼興

【史料8】『言継卿記』元亀二年十一月二日条(部分)

房奉書,者、可,,,申調,,之由申間、 禁裏へ披露之事頼之由玄蕃助"被」下」之、内々三淵大和守"申処、於」被」出,,女、平野社務兼興来、社領悉為,,武家,被」落」之、奉公衆佐分、平野社務兼興来、社領悉為,,武家,被」落」之、奉公衆佐分

露, 之由申候間、其分申聞返了、申間、則長橋局へ参申之処、今日黒日之間、明朝可, ; 披

兼興は、はじめは禁裏を介さず直接武家へ提訴することを考えたようで、内々に義昭の側近である三淵藤英に訴えている。平野兼興ようで、内々に義昭の側近である三淵藤英に訴えている。平野兼興と、禁裏の女房奉書を獲得した上で提訴するようにと返答しており、兼興は、その返答を受けて、言継を介して禁裏へ女房奉書の発給を申請したのである。言継は、長橋局を訪れ女房奉書を申請し、明朝に長橋局から奏聞がなされたようで、巳刻に言継が長橋局し、明朝に長橋局から奏聞がなされたようで、巳刻に言継が長橋局し、明朝に長橋局から奏聞がなされたようで、巳刻に言継が長橋局し、明朝に長橋局から奏聞がなされたようで、巳刻に言継が長橋局し、明朝に長橋局から奏聞がなされたようで、巳刻に言継が長橋局と、女房奉書を次に掲げる。

【史料9】正親町天皇女房奉書写

47

平野社りやうの事、かねおきくせ事あるよし候て、おとされ候平野社りやうの事、かねおきくせ事あるよし候に、天下のためまても、せうしにおほしめし候、もとのことは、近しつけられ候て、しやとうさいこう候ハ、、よろこひおく、返しつけられ候て、しやとうさいこう候ハ、、よろこひおく、近くのもの事、かねおきくせ事あるよし候て、おとされ候平野社りやうの事、かねおきくせ事あるよし候て、おとされ候

裏は、

将軍の裁決を黙認したのだと考えられる

山しなの大納言とのへ

野兼興へ還補するよう依頼している。しかし、次の史料にあるようこの文面から分かるように、禁裏は義昭に対して、平野社領を平

は、、義昭の裁決は女房奉書で伝えられた天皇の叡慮に反し、平野兼に、義昭の裁決は女房奉書で伝えられた天皇の叡慮に反し、平野兼

興を成敗に処すものであった。

【史料10】『言継卿記』元亀二年十一月廿三日条 吉田右兵衛督所へ罷向、 可レ有] 第一雖 1 背御下知」、以;;濃州衆;令;[讀讀]事曲事之間、 社木悉伐取野"成事、 日之平野預兼興事、 次長橋局へ参、兼興事御返事之様申入了、 御成敗、 三神職一、 中臣祓以下神道聊不」存;;第一;、 社頭之儀不」可」有二別儀」云々、 自,,三淵大和守,武家之御返事伝達 不知行之在所号;;当知行;、 中御門令,,同道,、一盞有」之、先 於 令」違 次平野 則立帰

裏がこれに対する咎めを行なったいかなる形跡も確認できない。禁権益保持を優先したのだと考えられる。そして、ここでもやはり禁に、天皇の叡慮よりも、幕臣佐分玄蕃助という、自身に近い人物の義昭は、第二節でみた二条家・勧修寺家間相論での裁決と同様

依頼することであったといえる。

佐頼することであったといえる。

佐頼することであったといえる。

佐頼することであったといえる。

佐頼することであったといえる。

佐頼することであったといえる。

佐頼することであったといえる。

そして、幕臣三淵藤英の対応にも注目したい。兼興から内々に社

求と相違するものであった。禁裏は、あくまで対幕府訴訟の提訴窓 答しており、武家側は、 領還補の訴えを受けた藤英は、 力を持つものではなかったことには注意すべきである 口として機能していただけであって、 終的な義昭の裁決は、女房奉書に叡慮として記された平野兼興の要 奉書によってなされるべきだと認識していたことが読みとれる。 公家衆・寺社からの武家への提訴は、 女房奉書によって提訴すべきだと返 叡慮は幕府の裁決に対し強制 女房 最

めて、 られた叡慮は、将軍義昭の裁決を拘束し得るものではなかった。女 る上で有効な手段であったが、女房奉書の差遣によって幕府へ伝え 当事者である公家衆や寺社からの申請に応じて女房奉書等を幕府へ 給時点では、叡慮は実効性を伴わず、 房奉書の差遣は、禁裏から幕府への上意下達ではなく、女房奉書発 割を担っていた。禁裏を介した提訴は、幕府を訴訟処理に着手させ 差遣し、訴訟当事者が対幕府訴訟を行なう際の提訴窓口としての役 て述べてきたが、ここでその成果を小括しておこう。禁裏は、 以上三節にわたって、幕府の訴訟処理における禁裏の役割につい 将軍義昭の裁決を受けてはじ 訴訟

第二章 の役割と叡慮の実効性 織 田 曜力の もとでの訴訟における禁裏

叡慮は効力を有したといえる。

1. 率分関安堵訴

前章では、 幕府による訴訟処理における禁裏の役割について述べ

> まれ、 たが、 織田権力のもとにも所領安堵や相論裁許などをめぐる訴訟が持ち込 信長や信長家臣によってそれらの案件が処理されていた。 当該期には、 幕府にのみ訴訟が持ち込まれたわけではなく、

について検討し、あわせて叡慮が裁決に及ぼした影響についても考 本章では、織田権力のもとでの訴訟において禁裏が果たした役割

察する。

上げる。 度にわたる、率分関の安堵を求める公家衆の対織田信長訴訟を取 まず本節では、永禄十一年(一五六八)十月と翌年三月からの二

ŋ 代わって新たに京都・畿内を治めることとなった足利義昭政権 ことが度々あった。公家衆は、上洛と畿内平定を果たし、三好氏に 家衆によって設置された禁裏御料の関所が存在し、そこを通る人々 益となっていたが、それらは武士の押領などによって不知行化する や商品から通行税・関税が徴収され、 戦国期には、京都の出入口や畿内の各所に、率分関と呼ばれる公 率分関の安堵を得るべく、交渉を開始した。 率分関を設置した公家衆の権

十月二十日、 山科言継は率分関等のことで手日記・女房奉書を幕

【史料11】『言継卿記』永禄十一年十月廿日条

府へ持参している。

晚景又参 之儀也、手日記、 軈可レ被レ 武家 仰 ?、 自 = 女房奉書等持参、 聊以疎略有間敷之由候、 禁裏,御使見入、 以二一色式部少輔 率分等八ヶ条 則帰参、 其由 _ 披

申入了、

ほうこう候へきやうも候はぬ、よくおほせ出され候やう 入候へ、このそつふんとも、たいてん候へは、をのくく やうに、のふなかにおほせ出され候へく候よし、申とて に、申され候へく候よし、申とて候、かしく 候、てんそうひま入候まゝ、御まいり候て、いそき御申 一日御もく六のうち、そつふんの事、きと~~申つけ候 そちの中納言とのへ

ことが次に掲げる史料から読み取れる。 公家衆が、安堵を確実なものとするために幕府奉行人奉書を求めた これに従って信長朱印状が発給されたこと、信長朱印状を獲得した 長へ率分関安堵の信長朱印状の発給を命じるよう依頼されている。 これによれば、禁裏から幕府へ女房奉書が差遣され、義昭から信

【史料12】『言継卿記』永禄十一年十月廿五日 (部 分^②

一、為,, 禁裏,御使"参,,武家,、女房奉書如,此

(中略

仰同(永禄十一十廿五、) え候て、申され候へく候よし申とて候、かしく 申うけられたきよし、をのく~申され候、このよし御心 り候て、よろこひ覚しめし候、それにつきて、御下ちを そつふんともの事、へちきなく、のふなか折かみをまい そちの中納言とのへ

ここに掲載された女房奉書は、幕府奉行人奉書の発給を義昭に依

頼する女房奉書である。

とあるように、公家衆は無事信長朱印状と幕府奉行人奉書を獲得 し、率分関を安堵されたのであった。 去年信長朱印被」調||進之|候、依」之武家御下知同雖||被」進候|、] そして左掲史料に見る広橋兼勝等連署状に、「就, 諸口諸役之儀, 、

【史料13】『言継卿記』永禄十二年三月十日条 (部 分³3

、就,,率分之儀,、和田所へ連署、予可」調之由被」申候間, 調」之、万里小路案被」調」之、四人之分如」此、 此外

裏・伏見殿・西園寺・西三条等雑掌之手日記'、各之雑掌

連署也、

之武家御下知同雖,,被,進候,、于今不,,相調,候間、各 就,,,諸口諸役之儀,、去年信長朱印被,調,,進之,候、 令,,迷惑,候、重堅被,,申付,候様、冣前之筋目馳走候者 尚雜掌可」申候也、 恐々謹言、 依レ

言(山科)

惟房

判菊亭左大将晴季卿如」此

和田伊賀守殿

【史料4】『言継卿記』永禄十二年三月廿五日条 (部 分³

禁裏御料所率分九人之分、旧冬織田弾正忠朱印、殊武家之 御下知雖」有」之、木下藤吉郎逐上之間、近日以,,和田

伊賀守] 万里小路黄門・広橋弁等同道、 重 朱 判 申之処、 所望 之由 別儀無之由申云々、 申 之、 (中略) 菊亭左府入道・ 然者各"今日礼"罷向 於,,普請場 織田見

「逐上」にある。これは秀吉が信長朱印状・幕府奉行人奉書の旨をたことが分かる。その理由は【史料4】にあるように、木下秀吉のしかし、【史料13】より、この安堵は実態を伴わないものであっ

政に遣わすことで、重ねて率分関還補がなされるよう依頼し、そしゆえに言継らは、【史料13】にある連署状を担当者である和田惟下の者が関所の押領を行なっていたのだろうと想像される。

が次の史料より分かる。前年の交渉とは異なり、公家衆が直接信長のもとを訪れていることて【史料4】にあるように、再び信長朱印状を求めている。今回は政に遣わすことで、重ねて幸分関遷補かなされるよう依頼し、そし

【史料15】『言継卿記』永禄十二年四月六日~八日条(部分)

六日、

庚辰、天晴

万里小路黄門 · 広橋等令 令 然、内'有」之不二罷出 分之儀」、 同道 罷向、 折紙可」令 対顔 |所望 | 之用也、 但無事之便之間不以申聞 一之間、 一同道 普請暫見物罷帰了、 | 織田弾正忠所へ 次又申刻如」前三人 飛帰了、 罷 向 就三率

七日、辛巳、天時

中略

其意 地令 早旦又昨日之三人令,,同道 旅宿妙蓮寺へ罷向申之処、 対顔、 候、 前之筋目以 入…内々…以 ||和田伊賀守 先公方 ||大津伝十郎 織田所へ罷向、 御下知申出 | 可 | 申之由返答、 | 様躰申之処、 鞠有」之、 白

(中略)

可

|申調 | 之由申候間、

罷帰了

八日、壬午、陰、

(中略)

万里小路黄門令 其次第御下知者可」被」進之由、 申二入之一、 奉書被」出」之、 此段織田令 同道 御下知之事御申也、 停廃 武家"参、 之間、 御返事有」之 就 先織田 以二大和治部少 率分之儀 可 ル被 女房 仰

ここからは、以降の経過として、以前からの担当者である和田惟政を介して訴えるように信長から指示されたことにより、公家衆は政華行人奉書の発給を義昭に依頼したこと、女房奉書を受け取った蔣奉行人奉書の発給を義昭に依頼したこと、女房奉書を獲得した上で提訴すべきだとの見解を示したことから、禁裏の女房奉書によって幕訴すべきだとの見解を示したことから、禁裏の女房奉書によって幕訴すべきだとの見解を示したことが分かる。

事態が解決に向かって動き出したことが判明する。也、大概相調了、」とあることから、信長の了承を得ることができ、そして、『言継卿記』永禄十二年四月十五日条に、「予ハ率分之儀

給するよう、同じく女房奉書によって義昭に依頼している。に応じて、率分関安堵の信長朱印状を補完する幕府奉行人奉書を発に応じて、率分関安堵の信長朱印状を補完する幕府奉行人奉書を発では、女房奉書を幕府へ差遣することで、義昭から信長へ率分関を以上の過程において、禁裏は、永禄十一年の一度目の交渉におい以上の過程において、禁裏は、永禄十一年の一度目の交渉におい

させる上で一定の効力を有していたと評価できる。
の理が進行しており、禁裏の女房奉書は公家衆の訴えを武家に係属
の理が進行しており、禁裏が女房奉書を幕府へ遣わしたことで訴訟
をせる上で一定の効力を有していたと評価できる。

2. 宝菩提院還補訴訟

を行なっている。以下でその経緯を確認する。前節でみた案件とは異なり、幕府を介さずに禁裏と信長が直接交渉ける、宝菩提院の還補をめぐる対信長訴訟を検討する。本訴訟は、本節では、永禄十三年=元亀元年(一五七○)三月から五月にお

ていた。置した勅願寺で、永禄十三年当時、福地某に闕所地として押妨され置した勅願寺で、永禄十三年当時、福地某に闕所地として押妨され次に掲げる史料にもあるように、宝菩提院は山城国西岡の地に位

【史料16】『言継卿記』永禄十三年三月十八日条(部分)

躰也、勅願所之間、為,, 禁裏,織田弾正忠"被,,仰出,之、武田内清水式部丞来、西岡宝菩提院之儀、福地闕所之為」

様申入、則為;|御使 ¡予 "可 ¡罷向 ¡之由申 」之、

二十四日に信長のもとへ交渉に訪れた。て信長と交渉を行なうことを依頼した。これを受けた言継は、同月して信長に違乱停止を命じてほしい旨を申し入れ、言継に勅使とし押妨を受けた宝菩提院の役僧東蔵坊は、言継の許を訪れ、禁裏と

【史料17】『言継卿記』永禄十三年三月廿四日条(部分〕

令」、紀明」可」、申付」云々、則真如堂へ罷向其由申聞、一盞院之儀也、大方直に申、以」、村井」委申之処、無案内之間村井民部少輔也、(中略)予者為」、 禁裏御使」西岡宝菩提、朝飡以後織田弾正忠へ罷向、今日礼者六七人有」之、申次

とが読みとれる。
に訴訟処理を開始させるという点で、やはり一定の効果を持ったこ返答を得た。勅使の差遣によって禁裏として提訴することが、信長返答を得た。勅使の差遣によって禁裏として提訴することが、信長

裏は、女房奉書の発給を行なっている。 長に遣わす女房奉書の発給を禁裏に申請している。申請を受けた禁当事者と談合の上、女房奉書の下書を作成して長橋局に持参し、信当の史料にあるように、四月に入ると、言継は清水式部丞ら訴訟

【史料18】『言継卿記』永禄十三年四月三日~五日条

(部 分⁶¹

三日、庚子、天晴、天一、、、

、長橋局迄参、就,,室菩提院之儀,、女房奉書之事申入了、

有」之、次長橋局へ参申入了、次御作事見舞了、

東蔵坊 | 之由申一含之 | 、酒有」之、 水式部丞所へ罷向、令奉書之案文令;,談合;調」之令」見, 案可」進」之、 但今明日之間可」致 三延引 一之由仰也、 次清

(下略

四日、 辛丑、 天晴、

蓮光院、 持来了、 清水式部丞等来、 女房奉書之案、 文言可レ然之様

(下略

長橋局へ女房奉書之案持参、

明日可以被以出之由申入了

中略

申

五日、 壬寅、 自 三巳刻 雨降、

早旦長橋局へ罷向、 略) 後刻又参、女房奉書申出了、 奉書之事、未」被」調之由被」申、 如此、 中

申つけ候は、よろこひ覚しめし候はんするよし、よく もたいてんにをよひ候ま、、きとくへへちきなきやうに 候ハぬことにて候を、こそふくちおとしとり候へハ、寺 しきちよくくわん所の事にて候へハ、御きたうをこたり (^のふなかに申と、のへられ候へく候よし、心え候で 日おほせいたされ候にしおかほうほたいゐんの事、 久

申とて候、 かしく、 山しなの大納言とのへ

> 【史料19】『言継卿記』 永禄十三年四月八日条 (部 分[©]

ら七日にかけて連日出座がなく、交渉は停滞し、 ®

長との対面がかなった

押妨停止を信長に依頼するものである。

しかし信長は、

四月五日

か

八日にようやく信

福地某による宝菩提院

ここにあるように、女房奉書の内容は、

朝飡以後信長へ罷向、 宝菩提院之事被」申、 被」出」之、 次成、、、「給被」出」之、奥にて見参、 净、、、、蓮、、等同行、 〔菩提院〕 唐茶臼 西岡

各令,,同道,罷帰了、彼方へ相尋可,,申付,之由返答云々、

女房奉書同令」見」之、予無;,見参

Ł, た信長は、福地に尋ねた上で沙汰するとの返答をし、事態の解決 院は、 かったために、再び交渉は停滞してしまった。(sb) れにはおよばず、その後信長は機嫌が悪い等の理由で連日出座しな の意欲を示している。そして「及;、糺明,者、 右の史料にあるように、信長との対面を果たした浄菩提院・蓮光 福地は宝菩提院との間で問答を行なう覚悟であったが、 信長に女房奉書を披露している。そして女房奉書の旨を受け 可;;問答;之覚語也

【史料20】『言継卿記』 元亀元年五月十四日条 部 分66

西岡宝菩提院之儀、 間 越可;;申調;之間、 調一遣之一、 如 此 予書状所望之由、 役者東蔵坊、 蓮光院へ遣」之、 紀州粉川寺末寺之間、 自 ||蓮光院 一被レ申 罷 候

寺」、天下安全国家豊饒之懃行無 城州西岡宝菩提院之事、 従 注往古 _異_:于 |懈怠 他 之処、 為 自 勅 去 願

(下略

五月七日

言継

粉川寺衆徒中

そして、右の史料に見えるようで、以降の経緯は史料上判然としいう旨を記した書状を粉川寺衆徒に宛てて出している。しかし、こいう旨を記した書状を粉川寺衆徒に宛てて出している。しかし、この後も事態は進展しなかったようで、以降の経緯は史料上判然としなくなる。

本案件において、禁裏は訴訟当事者である宝菩提院側の申請に応いた、信長への依頼の過程で、勅使山科言継や女房奉書を信長へ遣わた、信長への依頼の過程で、勅使山科言継や女房奉書を信長へ遣わた、禁裏は訴訟当事者である宝菩提院側の申請に応

にて公平な手続きに基づいて解決すべき問題と捉えていたこともあれているように、信長は京都の訴訟案件については消極的で、幕府の裁定者である信長に伝えていたのである。しかし、すでに指摘さ同じく、勅使や女房奉書の差遣によって、訴訟当事者の要求を訴訟禁裏は信長と直接交渉する場合においても、幕府を介する場合と

り、結局事態は解決に向かわなかった。

まで提訴手続き上において、訴訟当事者と織田権力との仲介役とし禁裏は、信長に対し訴訟処理を強制する力は有しておらず、あく

て関与していたに過ぎないといえる。

3. 泉涌寺領還補訴訟

への訴訟を取り上げる。
(一五七一)十一月における、泉涌寺の寺領還補をめぐる木下秀吉関わりについても見ておく。ここではその事例として、元亀二年関かりについても見ておく。ここではその事例として、元亀二年

が分かる。 「泉涌寺は、京の南東に位置した寺院で、四条天皇陵が境内に造営が分かる。 を記して、寺領の西九条が押領を受けていたことを表家臣の木下秀吉によって、寺領の西九条が押領を受けていたことを でれて以来、天皇家の菩提所として「御寺」と称されてきた寺院で の分かる。

して京都の政務を見ず、陣中からの注進以外対応しない姿勢であっる。 長が美濃に在国していたことが考えられる。久野雅司が述べている 長が美濃に在国していたことが考えられる。久野雅司が述べている 長が美濃に在国していたことが考えられる。久野雅司が述べている 長が美濃に在国していたことが考えられる。久野雅司が述べている して京都の政務を見ず、陣中からの注進以外対応しない姿勢であっ

ず、寺領押領の当事者であり、 たとされる。 のだろう 人として、 そのため、 京都の政務に携わった木下秀吉のもとに持ち込まれた 本案件も岐阜の信長のもとには持ち込まれ かつ京都にあって信長の京都奉行

【史料21】『言継卿記』 元亀二年十一月八日条 (部

泉涌寺之役者慈専来、 有レ之、 知,之由申、 武家、木下等へ 伝奏飛鳥井乍_| 父子 | 他行云々、 女房奉書可」被」出之間、 錫携レ之、 寺領木下藤吉郎 予に御使可 同心了、 推 之、 _ 存 酒

湯殿上日記』 禁裏へ幕府と秀吉に遣わす女房奉書の発給を申請したことが分か 中に女房奉書が発給されたことが分かる。 より寺りうの事につきて文申さる、、いたさる、、」とあり、 さて、 そして言継に勅使として交渉を行なうよう要求している。 右の史料からは、 同日条には、「八日、ことなることなし、せんゆう寺 泉涌寺の役僧慈専が、 山科言継を介して

とが記されており、そのときの女房奉書二通が写されている。 遣 !わす女房奉書と秀吉へ遣わす女房奉書の二通を持参しているこ [継卿記] の翌日条には、 言継が勅使として幕府を訪れ、 府

【史料22】『言継卿記』元亀二年十一月九日条 (部 分⁷³

朝飡以後、 之処、 門出とて持来、 武家へ参云々、 泉涌寺之役者慈専来、 自」他受用了、先木下藤吉郎宿 則武家へ参、 女房奉書両通持来、 御前館 藤吉郎祗 へ可 罷 同錫 候 向

> 事也、奉書如 披露之処、 涌寺領之事申候処、 申事条々有」之云々、 如之由堅固"申 聊以無 之、 御 移」刻相待、 如 向不言存知 次以 在 |大和淡路守 | 、 堅可レ被 従 = 之間、 =仰付 禁裏 伊 勢三郎三 之由、 仰之趣、 女房奉書 可 泉 V

被

们 十一九、

武家、一勧修寺中 納言宛所也、 木下藤吉郎

「予"被」宛了、

Ļ へのよし、よく~~むろまちとのへ申され候へく候よへく候ょし申とて候、かしく 山しな大納言とのへ よひ候ま、、きと~~とうきちらうにおほせつけらればかせられ にて候、さやうに候へハ、とうみやういけたいてんにを いらんのよし候、この御てらの事は、 せんゆ寺寺りやうにし九条の事、 申とて候、 かしく、 きの下とうきちらう たにことなる御

端々。山しな大納言あいともによく~~申され候 候よし、 申とて候、

くわんしゆ寺中納言との

取り掛かろうという意思を見せている。 昭の返答はしっかりと対応するとのものであり、 依頼されている。 う依頼されており、 これらの女房奉書によって、秀吉には泉涌寺領の押領をやめるよ 秀吉は、 義昭へは、 自分が存知しないもの 秀吉へ寺領押領の停止を命じるよう 義昭は訴訟処理に だと述べたが、

本案件においては、禁裏は、寺領押領の被害を受けた泉涌寺からの申請に応じて、義昭・秀吉への女房奉書を発給している。ここでは《泉涌寺→禁裏→義昭→秀吉》という交渉ルートと、《泉涌寺→は《泉涌寺→禁裏→義昭→秀吉》という交渉ルートと、《泉涌寺→でに見てきた他の案件と同様、訴訟当事者からの申請に応じて勅でに見てきた他の案件と同様、訴訟当事者からの申請に応じて勅であり、禁裏は対幕府交渉・対秀吉交渉の窓口としての役割を有していたといえる。

訴訟の場合と基本的に変わらない。

送、様々な交渉ルートが存在したが、禁裏の役割は前章で見た幕府場合や信長と直接交渉する場合、さらには信長を介さない場合な場合や信長と直接交渉する場合、さらには信長を介さない場合な裏の役割を述べておこう。織田権力との交渉は、将軍義昭を介する裏の役割を述べておこう。織田権力の訴訟処理における禁

その役割は、訴訟当事者の申請に応じて、勅使や女房奉書を幕府あるいは織田権力に伝達することであった。女房奉書を受け取った織理権力は、訴訟処理に取り掛かろうという意欲を示しており、禁裏の女房奉書が織田権力に伝達することであった。女房奉書を受け取った織とが分かる。

述の通り京都の訴訟にあまり積極的に関与しようとしなかった織田しかし、最終的な裁決を引き出せない場合もあった。これは、前

るものではなかったことを示していよう。ら武家への上意下達・命令ではなく、あくまで要請・口入の域を出信長の姿勢もあろうが、前章で指摘したように、女房奉書は禁裏か

論じている。その要点は以下の二つである。発表している神田裕理は、〈相論裁許における公武の役割分担〉をさて、戦国・織豊期の天皇・朝廷について、近年数多くの成果を

ものを処理していた。や身分秩序に関するもの、武家は土地の領有関係や諸権益に関わるや身分秩序に関するもの、武家は土地の領有関係や諸権益に関わるぞれが異なる案件を処理していた。すなわち、朝廷は社会的な立場①戦国期、朝廷と武家はいずれも紛争調停機能を有しており、それ

分の実行を行なっていた。判断を行ない、武家が朝廷による理非の判断に基づいた実際的な処②ひとつの相論を朝廷と武家がともに処理する場合は朝廷が理非の

訟に携わっているというよりも、むしろ武家への提訴手続上の関与 書分担論〉は、朝廷と武家がともに裁定者として相論に関与することを想定しているのであろうが、この事例では、訴訟当事者の勧修 き晴右は、幕府より井家庄安堵の奉行人奉書を獲得するための手続 として、禁裏に女房奉書を申請したのであって、禁裏は、晴右と裁 として、禁裏に女房奉書を申請したのであって、禁裏は、晴右と裁 に過ぎない。これまで述べてきたように、禁裏は、弱いきに に過ぎない。これまで述べてきたように、禁裏は、弱いきに がある幕府とを仲介する訴訟窓口として必得を果たしていた に過ぎない。これまで述べてきたように、禁裏は、 の手続い。 に過ぎない。これまで述べてきたように、禁裏は、 の手続いる。神田の〈役

が必要である。 もに関与するすべての訴訟案件に当てはまるわけではない点、 武家が担ったと考えるべきである。これは本稿で検討した他の事例 を果たすのみであって、 からも明らかである。 神田の 裁定者としての理非の判断と処分の実行は 〈役割分担論〉 ② は、 朝廷と武家がと 注意

お れわりに

もとには様々な訴訟案件が持ち込まれた。 による公家衆や寺社の権益侵害が頻発しており、 以上論じてきたように、 足利義昭期の京都とその周辺では、 幕府や織田権力の 武家

ていたようである 天皇の叡慮として訴訟当事者の要求を武家へ取り次いでいた。ま 訟当事者の申請に応じて、勅使や女房奉書を武家へ遣わすことで、 公家衆や寺社と武家との交渉には禁裏が仲介役として関与し、 武家側も女房奉書によって提訴を行なうことが望ましいと考え 訴

ことには注意を要する。 ができるという点で有効であった。 しかし、それは武家の裁決を拘束し得るものではなかったという 武家との交渉の「きっかけ」を提供していたのである の禁裏を介する手続きは、 勅使や女房奉書に奉じられた天皇の叡慮 武家に訴訟処理への着手を促すこと いわば、 禁裏は訴訟当事者に対

これを〈禁裏の武家への依存〉

と簡単に捉えてしまうのは適切で

武家の裁決を伴ってはじめて実効性を帯びたのである

あり、 語っているのである 領の違乱・押領などといった、 なわち、 を仲介するという禁裏の役割は、 はない。 ない問題が頻発していたという、 はなく、 これに則してより正確に言えば、 当時の京都とその周辺で、 本稿で見てきたように、 〈訴訟当事者たちの武家への依存〉 武家の下知にしか実効性を期待しえ 訴訟当事者の要求に応じたもので 訴訟当事者と裁定者である武家と 戦国期特有の社会状況をよく物 幕臣ら武士による公家領・寺社 〈禁裏の武家への依存〉 状況を示している。 す で

に位置づけられる。 室町期以来の足利将軍と公家衆との関係の終焉の要因として歴史的 自身に親しいものを贔屓する恣意的な裁許を下していたこと) 公家衆は義昭の昵近衆であった者も含めて、 末、 る義昭討伐の大義名分として用いられた。そして信長との対立 被 依」是当御代之儀、 裏之儀、 昭の批難書である「異見十七ヵ条」第二条目において、「一、 W 許を行なう義昭の姿勢が垣間見られたが、こうした禁裏を重んじな るようになった。本稿で見てきた義昭の訴訟対応 義昭の態度は、 さて、本稿で検討した複数の事例から、 |思召忘 | 、近年御退転無 | 勿体 | 存候事、 | と批判され、 京都を逐われた義昭の動座に随従する公家衆は一人もおらず 光源院殿様御無沙汰付而、 後の信長と義昭との対立に際し、信長が出した義 年々無 懈怠 様 果而御冥加なき次第、 ح 御入洛之刻ョリ申上候、 叡慮に従わず恣意的な裁 代わって信長に出仕す (叡慮に従わず、 信長によ 事旧 御

早

る。 はいつ頃であるのか、これらを明らかにすることが次なる課題であ とが指摘されているが、挙状として機能することがなくなった終期 書が同様の役割を担うようになった始期はいつ頃であるのか、ま 禁裏が担っていたのは公家衆・寺社の訴えを武家に挙達し、 綸旨が武家への本所挙状として機能していたわけであるが、 ® 権から武家への挙状であったと言える。 訟へ係属させる役割であり、そこで用いられた女房奉書は、 最後に、改めて本稿で見てきた禁裏の役割を簡単にまとめると、 天皇の感悦の意を表すために出されることがほとんどになるこ 江戸時代に入ると、女房奉書は武辺や諸方からの進献物に対 鎌倉期においては、 武家訴 女房奉 院宣 公家政

注

- たか─天皇の身体と皇位継承』績文堂出版、二○一九年)中断と天皇の立場」(歴史学研究会編『天皇はいかにして受け継がれ中断と天皇の立場」(歴史学研究会編『天皇はいかにして受け継がれら代日本の天皇と権力』山川出版社、二○○六年)、同「『譲位』の(1) 池享「中世後期の王権をめぐって」(大津透編『王権を考える―前
- 会』東京堂出版、二〇〇六年、初出一九八九年) (2) 富田正弘「室町殿と天皇」(久留島典子・榎原雅治編『室町の社
- (3) 家永遵嗣『室町幕府将軍権力の研究』(東京大学日本史学研究室、

中世京都の空間礼節秩序の解明とそこへの室町殿の位置付けをは

『中世京都の空間構造と礼節体系』

(思文閣出版

 $\widehat{4}$

かった桃崎有一郎

- 制の作法と律令制の残像』(八木書店、二〇二〇年)など。制の作法と律令制の残像』(岩田書院、二〇一年)・同『中世天皇皇家の輔弼役としての足利将軍家の姿を描き出した石原比伊呂『室皇家の輔弼役としての足利将軍家の姿を描き出した石原比伊呂『室皇家の輔弼役としての足利将軍家の姿を描き出した石原比伊呂『室皇家の朝廷公事と公武関係』(岩田書院、二〇一五年)、室町期から織門の朝廷公事と公武関係』(八木書店、二〇二〇年)など。
- (5) 設楽薫「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』(『古文書研究』第二八七年)、同「将軍足利義晴の政務決裁と『内研究』第一七号、一九八七年)、同「『政所内談記録』の研究―室町幕九六編第七号、一九八七年)、同「将軍足利義材の政務決裁」(『史学雑誌』第二八十年)、同「将軍足利義材の政務決裁」(『古文書研究』第二八年)、設楽薫「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』(『古文書研究』第二八
- (6) 山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』(吉川弘文館、二〇〇〇年)
- 立歴史民俗博物館研究報告』第一七八号、二〇一三年)(7) 井原今朝男「室町・戦国期の天皇裁判権とふたつの官僚制」(『国
- 究会、二〇一五年)年)、同『戦国・織豊期朝廷の政務運営と公武関係』(日本史史料研年)、同『戦国・織豊期朝廷の政務運営と公武関係』(付倉書房、二〇一一
- (9) 本稿では、〈天皇と、主に長橋局を中心とする禁裏女房とによって運営される政治機構を想起する《朝廷》という語と区別することを意図するもので機成される、天皇を中心とした最小単位の執務機関〉の意で《禁裏》
- 服―」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣・松永和浩「南北朝・室町期における公家と武家―権限吸収論の克

10

出版、二〇〇七年)

- $\widehat{11}$ 高広 九七五年、 渡辺世祐 義昭』 『織田政権の基礎構造―織豊政権の分析I―』 『足利義昭』 『足利義昭』 (講談社、 「足利義昭と織田信長との関係に就いての研究」(久野雅 初出年同 戎光祥出版、 (吉川弘文館、 一九八五年)、 二〇一五年、 一九六〇年)、 脇田修 初出一九一一年)、 「織田政権と室町幕府 桑田忠親 東京大学出版会 『流浪将軍
- $\widehat{12}$ 代表的なものとして挙げられる。 た水野嶺 や鞆動座後の将軍権力など、さまざまな視点から義昭について論じ 書院、 力構造』 ・軍事的関係に関する考察を行なった久野雅司 |向について検討した木下昌規『戦国期足利将軍家の権力構造| 近年の足利義昭に関する研究としては、 二〇一四年)、裁許制度の復元や義昭と織田信長との政 『戦国末期の足利将軍権力』 (戎光祥出版、二○一九年)、義昭による大名間和平交渉 (吉川弘文館、二〇二〇年)が 幕臣 ・将軍側近公家衆の 『織田信長政権の (岩
- $\widehat{13}$ 岩田 0 公家衆と山科言継をめぐって」(同 が ||交渉を主導したことを明らかにした木下昌規 ·昭との懇意を理由に武家伝奏に就任したことを明らかにした水野 義昭期には山科言継が武家伝奏や武家昵近公家衆に代わって公武 二〇一六年)など 「武家伝奏飛鳥井雅教の登用とその背景」(『戦国史研究』 ҳ戦国期の通例であったにも関わらず、 音院、 二〇一四年)、広橋家・勧修寺家の人物が武家伝奏となる 『戦国期足利将軍家の権力構造 義昭期には飛鳥井雅教が 「足利義昭期の昵近 第七二
- 所所蔵影写本)(刊本は『大日本史料』第十編之五、九一七頁)(4)『京都御所東山御文庫記録』甲第二百四十四巻(東京大学史料編纂
- 日条(32-00000065)、同月十八日条(32-00000073)、同月廿日条(32-(15) 『言継卿記』永禄十二年三月廿七日条(32-00000059)、同年四月四

- 00000075)~ 同月廿九日条 同 月 廿 六 日 (32-00000079) (32-00000077) 同 月 廿 七 日 条 (32

 $\widehat{16}$

『大日本史料』第十編之七、八六頁)『廬山寺文書』山城(東京大学史料編纂所所蔵影写本)(刊本

18

『大徳寺文書』 三 山城

(東京大学史料編纂所所蔵写真帳

(刊本は

17

- (1) ほかにも義昭期には、幕府御供衆一色藤長による曇華院領の違乱、『大日本史料』第十編之七、一五八頁)
- 押妨、 版、 職を斡旋した可能性が指摘されており 領政策があった。 幕臣による公家領・寺社領の違乱・押領が頻発した背景に義昭の所 禁裏御料所舟木庄の違乱などが史料上確認できる。 による諸門跡領、 玄蕃助による平野社領の勘落、 摂津守護職伊丹親興による曇華院領の違乱、幕府奉公衆細川藤賢に 府と織田政権との関係について」〈久野雅司編 への所領宛行の代わりに、 幕府奉公衆細川輝経による四天王寺寺務職の違乱、 よる大慈光院領の違乱、 異見十七ヵ条」の内容より、 奉公衆・奉行衆との関係について」 二〇一五年、 吉川弘文館、 信長重臣木下秀吉による泉涌寺領の押妨、 初出一九九五年〉、 従来より臼井進・染谷光広によって、 東寺八幡宮領の押領、 一九八五年、 幕府重臣石成友通による妙智院領の違乱 幕府御料所にとどまらず、寺社領の代官 義昭が幕臣の寺社領等の違乱・押領を 初出一九八〇年〉)、 幕臣磯谷久次による真正極楽寺領の 染谷光広「織田政権と足利義昭 〈藤木久志編 (臼井進 信長重臣丹羽長秀らによる 『足利義昭』 「(中世後期) 信長重臣明智光秀 近年久野雅司 なお、 幕府奉公衆佐分 『織田政権の研 幕府が幕臣 義昭期に 戎光祥出 室町幕

二〇一九年、 相論裁許と室町幕府」 黙認していたことを指摘した(久野雅司「京都における織田信長 初出二〇一七年〉)。 〈同『織田信長政権の権力構造』 戎光祥出版

- 20 戎光祥出版、二○一九年、初出二○一五年〉)。 のは木下秀吉であったことが知られている。(久野雅司「京都支配に 行として活動したこと、中でも中心的な奉行として活動を行なった 五人の部将のもとに安堵や訴訟の案件が持ち込まれ、 吉の五人の部将と五千の兵力を義昭の護衛のため京都に残し置いた。 下向する際、 おける織田家奉行人の基礎的考察」〈同『織田信長政権の権力構造 信長は、美濃在国中には京都の訴訟に積極的に関与しようとせず、 永禄十一年に義昭に供奉して上洛した織田信長は、その後岐阜へ 佐久間信盛・村井貞勝・丹羽長秀・明院良政・木下秀 彼らは京都奉
- $\widehat{21}$ 研究』 度は戦国期の政所沙汰にもあったと考えられている る押妨の事実を証明し得れば、 て直に訴人をして論所の知行を全うせしめ」る特別訴訟制度、すな 1000)° 中世武家訴訟には、「訴人が論所当知行の事実及び論人の之に対す |助によって指摘されている(石井良助『中世武家不動産訴訟法の 弘文堂書房、一九三八年、 三問答・対決を行なわない訴訟処理方式もあったことが石井 裁判所は論人を尋問することなくし 五二一頁)。なお、この特別訴訟制 (注6前掲山田
- $\widehat{22}$ 注13前掲木下二〇一 兀
- 23 認されたい。 足利義昭期の [言継卿記] 記事の残存状況については左掲表を確

言継卿記』 残存状況 (足利義昭期)

表

_	-	_	۵.	۵.	۵.	
元亀四年	元亀三年	元亀二年	永禄十三年 (元亀元年)	永禄十二年	永禄十一年(一五六八)	
×	×					月
×	×					月
×	×					三月
×	×					四月
×	×					五月
×	×					六月
×	×					七月
×	×		① \(\) (13)			八月
×	×		1 2			九月
×	×		×		① 5 25	十月
×	×		① ~ 14		1 9 1 1 5	十一月
×	×		×		① § (18)	土月

※凡例 ・×:一ヶ月間すべて欠落・空欄:一ヶ月間すべて残存・①~窓:一日条~廿五日条まで残存

本表は、

今谷明

『言継卿記―公家社会と町衆文化の接点―』(そし

- えて、一九八〇年)三一〇頁掲載表をもとに作成した。 本論文において『言継卿記』を引用する際には、 その冊お
- 24 ファイル名の情報を、(冊-ファイル名)の順で、 00000059)のように示す。 例えば および
- 25 三十石宛被」下」之、五六ヶ年不知行〉」(() 内補足は筆者による 庄〈野村郷、 日記に、「一、同(山城国)山科東庄、 〉内は割注)とある。 『言継卿記』永禄十二年三月三日条 西山郷、〉等事、 自,,天文十七年, 武家御押領、 〈大宅散在、 (32-00000045) に写され 四宮河原、〉 一同西 た手
- 26 郷之儀、悉武家被」成,「御料所」之間、」とあり、同月廿八日条に |山科七郷之叓、為,,武家 , 悉可 」 有,,御存知 , 之由、] と見える。 『言継卿記』天文十七年五月廿五日条(13-00000116)に、「山科七
- 27 (31-00000191) 返り点・人物註等は筆者による。以下同。
- での言継の大蔵卿局への挨拶が、 『言継卿記』永禄十一年十月廿日条 山科庄還補の根回しのためのもの (31-00000191)。ただし、ここ

- であるのか、 判然としない。 あるいは単なる武家を訪れたついでの挨拶であるの
- 『言継卿記』永禄十一 (31-00000202 年十月廿 一日条 (31-00000193) 同 月廿 낊
- 30 (31-00000218)
- $\widehat{31}$ 『言継卿記』永禄十一年十一月廿八日(31-00000220
- $\widehat{32}$ ついて」(『中村直勝著作集 第四巻』 九四一年)、湯川敏治「二条家領加賀国井家庄について」(同 九九九年)に詳しい。 .期公家社会と荘園経済』 井家庄の領有をめぐる経緯については、中村直勝「勧修寺家領 続群書類従完成会、二〇〇五年、 淡交社、 一九七八年、 初出 初出 『戦
- 33 (刊本は『大日本史料』第十編之三、六九三頁 『顕如上人御書札案留』二三丁 (東京大学史料編纂所所蔵影写本
- $\widehat{34}$ (33-00000061)
- 35 (33-00000063
- 36 せるなど、 て奈良興福寺の一乗院を脱出し、甲賀城の和田惟政のもとに身を寄 義昭 前国に動座した(久野雅司「総論 足利義昭 た永禄政変の後、三淵藤英・細川藤孝・一色藤長らの援助によっ 義昭は、兄の義輝が三好三人衆・松永久通らの手によって殺害さ 戎光祥出版、二〇一五年〉参照)。 しばらく近江国に滞在した後、 一乗谷の朝倉氏を頼って 「政権の研究」 (同編 尼
- $\widehat{37}$ 関白再任について、「大樹」すなわち足利義昭が口入を行なっている 書)(東京大学史料編纂所所蔵徳大寺家本原本)とあり、二条晴良の 身兵仗等如」元、於」陣宣下、 依,,大樹異見,申,,入之,、」 禄)十一年十一月十六日、 『諸家伝』二条 九条(徳大寺家本)「晴良公」の項には、 《四十三歳》詔為;;関白氏長者 (() 内補足は筆者による、 昨十五日申入、今日勅許、去月十七日、 《》は脇 同 牛車随 (永

四六六頁)。このように、 ことが確認できる。 |申|||入之|、」の文言が確認できる(『大日本史料』第十編之一、 なお、徳大寺家本以外の伝本にも 義昭と晴良は親しい関係にあった。 依 大樹異

見

(32-00000017)

38

39

- 影写本) (刊本は 『京都御所東山御文庫記録』甲第百二 『大日本史料』 第十編之一、八〇六頁 一卷 (東京大学史料編纂所所蔵
- 40 (32-00000021
- (34-00000170

 $\widehat{41}$

- 二〇〇二年〉、谷口克広 衆三淵藤英」〈同 を担い、また伏見城主もつとめた(金子拓「室町幕府最末期の奉公 年、義昭が上洛すると奉公衆としてこれに仕え、所領安堵、 足利義輝が殺害されると一乗院覚慶を助け越前国まで同行。 屋衆 (『永禄六年諸役人附』)。三淵晴員の長男。永禄八年 (一五六五 館、二〇一〇年〉)。 足利義昭の側近であり幕府重臣でもある人物。 徳政免除、偏諱取次、禁制発給などに携わった。このほか藤英 義昭の側近・幕府重臣として、 『織田信長権力論』 『織田信長家臣人名辞典 第二版』 御内書の副状発給や取次の仕事 吉川弘文館、二〇一五年、 幕府奉公衆・御部 〈吉川弘文 同十一
- $\widehat{43}$ 『言継卿記』元亀二年十一月三日条 (34-00000170
- 『言継卿記』元亀二 一年十一月三日条 (34-00000172
- (34-00000185)

45

 $\widehat{44}$

46 ること等具体的根拠を挙げ、 して、幕府の下知に反して信長の軍勢を以て社領を実効支配してい 悉く伐り取って野にしてしまったこと、また不知行地を当知行と号 者との人間関係という私的な理由によって裁決を下しているが、こ ただし、 中臣祓以下神事をおろそかにしていること、平野社の木を 義昭は二条家・勧修寺家間相論では、 これらが曲事であるとして兼興の成敗 義昭と双方の当事

- 叡慮と義昭の裁決とが相違している。ることには注意すべきであるが、いずれにせよ女房奉書に記されたを決定している。このように明確な理由に基づいて裁決を下してい
- 野二〇一七。と文書発給」(『ヒストリア』第二五九号、二〇一六年)、注19前掲久と文書発給」(『ヒストリア』第二五九号、二〇一六年)、注19前掲久(47) 川元奈々「[中世・部会報告]足利義昭・織田信長政権の訴訟対応
- 止を三好長慶に依頼していることが分かる。

 う人物によって押領されており、山科言継が、今村紀伊守の押領停記』天文十八年八月廿七日条〈14-0000025〉より、今村紀伊守といれ、正文十八年八月廿七日条〈14-0000025〉より、今村紀伊守といる。
- (50)公家衆が幕府ではなく織田信長が関所廃止政策を推し進めていた『信長公記』巻一の「観世大夫御能仕るの事」の項に、永禄十一年十島の儀をおぼしめされ、御分国中に数多これある諸関諸役上げさせ愍の儀をおぼしめされ、御分国中に数多これある諸関諸役上げさせ愍の儀をおぼしめされ、御分国中に数多これある諸関諸役上げさせとあるように、同時期に織田信長に率分関安堵を訴えた理由として、とあるように、同時期に織田信長に率分関安堵を訴えた理由として、
- (51) (31-00000191)
- (31-00000204)
- (32-00000051)
- (54) (32-00000059)
- (15) (32-00000067
- (56) 注50参照。

57

(32-00000071)

(58) 西岡とは、桂川と西山丘陵に挟まれた一帯を指す地名のこと(『国

岡十一ヶ郷」〈黒川直則執筆〉の項)。 史大辞典 第十巻』〈吉川弘文館、一九八九年〉八四五~八四六頁

西西

- (5) (33-00000061)
- (8) (33-00000065)
- (61) (33-00000070)

62

- 『言継卿記』永禄十三年四月五日~七日条(33-00000072)
- (33-00000074)
- (64) 『言継卿記』永禄十三年四月十一日条(33-0000074)
- 月十六日条(33-00000078) 『言継卿記』永禄十三年四月十三日・十四日条(33-00000076)、同

65

- (%) (33-00000096)
- 『織田信長政権の権力構造』 戎光祥出版、二〇一九年)(8) 久野雅司「足利義昭政権における相論裁許と義昭の『失政』」(同
- (70) 注19前揭久野二〇一七
- (71) (34-00000175)
- (7) 『続群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記(七)』六十六頁
- (73) (34-00000175)
- (74) 注8前掲神田二〇一一、二〇一五

75 そも を経て裁決が下されていた。そこに武家の関与は見られない。 と見なされた場合には朝廷に提訴がなされ、 足と課題―」 ふさわしいと思われる提訴先を選択していた が裁判権を有しており、 けではない。 この社務職をめぐる相論のように、 戦国期の朝廷が紛争調停機能を有していなかったと主張している 戦国期を含む中世においては幕府だけでなくあらゆる共同体 同 第一章第二節でみた永禄十二年の平野兼興―長松丸 『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、二〇〇〇 訴人は案件の内容や人間関係に応じて最も 朝廷が提訴先としてふさわしい 証文の精査や問答など (山田康弘「終章―補

 $\widehat{78}$

- 76 柴裕之はルイス・フロイスの書簡の記述から元亀三年末に書かれた 昭に関する研究が進展し、 が久野雅司によって提示されている(久野雅司 ものであると考察した(柴裕之「足利義昭政権と武田信玄」『日本歴 がなされた。 して協調関係にあったことが明らかにされ、その発給時期の見直し 時期比定は 『細川家記』 「異見十七ヵ条」は元亀三年九月に出されたと比定されてきた であると考え(神田千里 |--傀儡政権の虚像--| 戎光祥出版、 本史料』、 |の研究||上巻』吉川弘文館、一九八八年、三四○号文書) 『尋憲記』元亀四年二月廿二日条(奥野高広編『増訂 第八一七号、二〇一六年)。 の記述から、 『織田信長文書の研究』でも元亀三年九月に比定。この 『年代記抄節』の記述に依拠している)。しかし、足利義 神田千里は政治情勢から、元亀四年正月に出されたも 元亀三年十二月に出されたものとみなす説 元亀三年九月当時の義昭と信長は依然と 『織田信長』ちくま新書、 また、 二〇一七年 『信長公記』 『足利義昭と織田 二〇一四年)、 ゃ 織田信長文 『当代記』、 従来、
- に抵抗したために結果として訴訟案件が美濃の信長のもとに持ち込(77) 久野雅司は、本来朝廷の擁護者でなければならない義昭が、叡慮

- 立花京子『信長政権と朝廷』(第二版、岩田書院、二〇〇二年

79

- 岩波書店、一九四九年)
 お書店、一九四九年)
 お文書を、吹挙状若くは挙状と云ふ」(相田二郎『日本の古文書 上』めに出す文書、又下位の者から上位の者に奉る文書を取次ぐ時に出めに出す文書、又下位の者から上位の者に奉る文書を取次ぐ時に出めに出す文書を取次ぐ時に出る簡明な説明があるので引用してお岩波書店、一九四九年)
- 雑誌』第一二八編第一号、二〇一九年)が挙げられる。 挙状、武家の挙状―鎌倉幕府と裁判における口入的要素―」(『史学(31) 鎌倉期の挙状に関する近年の研究としては、木下龍馬「武家への
- 上日記』を中心にして─」博士論文、神戸大学、二○○九年)中心にして─」(同「近世期における宮廷記録とその周辺─『御湯殿北上真生「近世期における禁裏女房の消息について─女房奉書を

 $\widehat{82}$

付記

に、歴史学研究会日本中世史部会二〇一九年度卒業論文報告会(二〇一九本稿は、二〇一九年一月に明治大学文学部へ提出した卒業論文をもと

論文と同内容の報告を行なっています。
賞受賞論文発表会(二○二○年七月二十五日、オンライン開催)にて本賞受賞論文発表会(二○二○年七月二十五日、オンライン開催)にて本年七月二十日、於早稲田大学戸山キャンパス)での報告などを踏まえ改年七月二十日、於早稲田大学戸山キャンパス)での報告などを踏まえ改

Role of the Imperial Court in Military Lawsuit and the Influence of Emperor's Wish on the Judgements in Late Sixteenth Century Japan

SHIBATA Shūhei

This paper discusses the relationship between the imperial court and the Ashikaga Shogunate from 1568 to 1573 in Japan. During this five-year era, the last Ashikaga shogun, Yoshiaki (1537-1597), was in power in Kyoto. In Japanese history, it was toward the end of the Warring States Period (1467-1573).

Recent research into Ashikaga Yoshiaki has marked a rapid progress, denying an old hypothesis that Yoshiaki was a powerless puppet of Oda Nobunaga (1534-1582), then the most powerful military leader or samurai lord. Recent research has made it clear that Yoshiaki and Nobunaga were cooperative with each other, and Yoshiaki maintained shogunate authority, exercising judicial power. In this context, the relationship between the imperial court and Ashikaga Shogunate remains to be discussed.

This paper intends to approach this relationship by clarifying the role of the imperial court played in military lawsuits based on the author's analysis of actual lawsuits recorded in Yamashina Tokitsugu's (1507-1579) diary, *Tokitsugu Kyōki*. It also examines to what extent the emperor's wish influenced the judgements.

The role the imperial court played in military lawsuits was to dispatch imperial messengers and deliver emperor's documents written by court ladies to the military authority upon requests of court nobles or Buddhist/Shinto priests who were suitors and to request that a judgement should be in favor of the suitors. The military authority also took it for granted that court nobles and priests had to obtain emperor's documents written by court ladies from the imperial court prior to the institution of a case. Because these requests were delivered by court messengers, the requests were in the form of the "emperor's wishes." An analysis of the *Tokitsugu Kyōki* suggests that the military authority also started the institution process of a case after the military authority received the requests from the imperial court. In this sense, emperor's documents written by court ladies and delivered by court messengers contributed to expediting the lawsuits. Yet, the emperor's wishes did not restrict the judgements by the military authority. Indeed, there were cases in which judgements were against the emperor's wishes. In other words, the emperor's wishes should be considered effective when the judgements were made.

Keywords: Medieval Japan, Warring States Period of Japan, Shogunate, relationship between the Shogunate and Imperial Court